

加東市地域公共交通活性化協議会について

1 設置目的

加東市地域公共交通活性化協議会は、地域における需要に応じた住民の生活に必要な公共交通の確保など利便性の向上を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置します。

2 所掌事務

加東市内における公共交通の利便性向上と、効率的で効果的な交通サービスの実現を目指し、加東市地域公共交通計画の推進状況の確認や、加東市に必要な輸送サービスの導入の是非や運用形態、経路、運賃等を協議いただきます。

3 組織

- (1) 委員数 27人
- (2) 任期 2年
- (3) 構成 交通事業者、行政機関の職員、学識経験者、各種団体から推薦をいただいた方、公募で選ばれた方

4 会議の公開

(1) 会議の傍聴について

ア 加東市地域公共交通活性化協議会は、「加東市の会議の公開に関する指針」に基づき、公開とします。

イ 会議の公開は、傍聴を希望する方に傍聴を認めることにより行います。

ウ 会議の傍聴に関する事項は、「加東市の会議の傍聴要綱」に基づきます。

(2) 会議録の作成について

ア 会議録は、「加東市会議録作成規程」に基づき、要点筆記で作成します。会議録作成のため、ＩＣレコーダーで会議を録音することがあります。

イ 会議録の署名は、会長及び副会長が行います。

(3) 会議録等の公開について

ア 会議録確定後、市のホームページで公開します。ただし、委員の氏名など発言委員を特定できる内容（議長職としての発言及び議事進行に係るものを除く。）は、非公開とします。

イ 会議録とあわせて、会議資料を公開します。

ウ 委員名簿は、市のホームページで公開します。